

第4回規制改革推進会議 農林ワーキング・グループ・
未来投資会議構造改革徹底推進会合
「地域経済・インフラ」会合（農林水産業）（第2回）
合同会合 議事概要

1. 日時：平成29年10月25日（水）9:00～10:54
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階第2特別会議室
3. 出席者：

〔規制改革推進会議〕

（委員）大田議長、金丸議長代理、飯田座長、林委員、吉田委員
（専門委員）齋藤専門委員、三森専門委員、白井専門委員

〔未来投資会議構造改革徹底推進会合〕

（政務）越智副大臣、村井大臣政務官
（委員）三村会長、金丸副会長

4. 議題：

（開会）

卸売市場に関する現状と課題

- （1）農林水産省からヒアリング
- （2）質疑応答

（閉会）

5. 議事概要：

○佐脇規制改革推進室参事官 それでは、定刻になりました。第4回「規制改革推進会議農林ワーキング・グループ」並びに「未来投資会議構造改革徹底推進会合『地域経済・インフラ』会合（農林水産業）（第2回）」合同会合を開催いたします。

本日は、越智副大臣、村井大臣政務官に御出席いただいております。

農林ワーキング・グループの長谷川座長代理、藤田専門委員、本間専門委員、渡邊専門委員は御欠席でございます。

それでは、まず初めに、越智副大臣から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○越智副大臣 皆様、おはようございます。御多用の中、お集まりいただき感謝を申し上げます。

日曜日まで選挙があり、政務がなかなか出にくいという状況でございましたが、選挙が終わりましたので、今週からしっかりと議論に参加させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日の会合では、卸売市場に関する現状と課題について取り上げます。9月の未来投資会議で茂木大臣が述べられていたように、この秋からの経済の成長戦略の中心テーマは、何より生産性革命であります。農業分野でこれを実現していくためには、農業バリューチェーンのイノベーション実装と、その重要な構成要素である卸売市場の改革がともに欠かせないと考えています。今日は農林水産省からのヒアリングを行いますけれども、卸売市場の改革をはじめ、農業バリューチェーン全体で生産性を向上させるための方策について議論が進むことを期待しているところでございます。委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を聞かせていただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。御挨拶といたします。

○佐脇規制改革推進室参事官 副大臣、ありがとうございました。

報道関係者はここまでにとなりますので、御退席をお願いいたします。

(報道関係者退席)

○佐脇規制改革推進室参事官 それでは、ここからの進行におきましては、規制改革推進会議農林ワーキング・グループの飯田座長に司会進行をお願いいたします。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、議題に入らせていただきます。

本日は、農林水産省から「卸売市場に関する現状と課題」について御説明いただくとともに、法令、運用の見直しの検討状況について伺いたいと思います。

それでは、早速ですが、30分程度でお願いいたします。

○井上食料産業局長 農林水産省食料産業局長の井上でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料「卸売市場を含めた流通構造について」に沿いまして、現在の検討の論点並びに検討状況を御報告させていただきます。

まず、資料の3ページでございますけれども、卸売市場を含めた食品の流通構造に関しましては、昨年の11月の活力創造本部で方向性についての決定を政府としてしているという状況でございます。これは、「効率的・機能的で農業者と消費者双方がメリットを受けられる流通・加工構造を確立する」ということで、農業の生産者にとって適正な利益が上がり、また所得が向上していくように改革を進めていくというのが主眼でございます。この関係では、特に卸売市場に関わる規制の見直しが大きな論点でございますけれども、卸売市場外の流通も含めて決定がなされております。例えば、②のところでございますように、直接販売するルートを拡大していく、あるいはICTを最大限に活用していく等々、市場外の流通も含めまして、農業の生産者にとって有利な流通ルートを選択できることが非常に重要ですので、市場外の流通も含めた改革を行っていくということでございます。

この中で、特に卸売市場につきましては、⑤のところでございますけれども、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止することを政府として決定しているということでございます。現在、抜本的に見直し、あるいは合理的理由のなくなっている規制を廃止することに向けて、具体的にどこをど

うするのかという案を得るべく検討を進めている状況でございます。

ちなみに、昨年11月の農業競争力強化プログラム決定の後、今年の6月には、今申し上げました卸売市場についての見直しの方針について、検討の期限を規制改革実施計画で政府として閣議決定していますが、それが平成29年末までに具体的結論を得て、所要の法令、運用等を改めることが決定されたということで、12月までに具体的な見直し案を作るべく検討を進めているという状況でございます。

この競争力強化プログラムを実行するための第1弾、そして最も広範な範囲を対象にしております法律が4ページでございます。農業競争力強化支援法といい、今年の8月に施行しておりますが、この中でも、流通の規制の見直しにつきましては第11条1号に、農産物流通等に係る規制について、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うことが法定をされているということでございまして、これを実行するために12月までに案を検討するというところで進めているところでございます。

次に、この流通構造についての全体の状況でございますけれども、資料の7ページから8ページにかけてでございます。これは日本の国内の食用の農林水産物が生産をされるところから、一番左の消費に至るまでの流れを整理したものでございまして、上の図が昭和50年代の状況、下の図が平成20年代の状況でございます。この間の変化も見据えた上で、今後、食品の流通構造がどうあるべきかの検討を進めているわけでございますけれども、ポイントだけ申し上げさせていただきますと、1つは、時代の変化とともに、最終消費の形態の中での生鮮品の割合が低下をしているということがございます。野菜等が生鮮品のまま消費者に行き渡り、それで一から調理をするという部分が減ってきている。これは、単身世帯が増加していること、高齢世帯が増加していること、それから、共働き世帯が増加していること等がありまして、ある意味、食の簡便化志向ということでございます。それと裏腹に、上下の図を比較していただきますと歴然とするわけでございますけれども、外食の形で消費されるものが非常にふえているということがございます。また、消費者に渡るときに加工品の形で渡るもの。この加工品の中には、惣菜、お弁当のような中食も入るわけでございますけれども、こういう加工品の需要がふえているということでございます。

今回の見直しのポイントであります卸売市場に関しましては、青で囲った真ん中あたりにある部分です。基本的に卸売市場は生鮮品について取引がなされる市場であるわけでございますけれども、この卸売市場を経由するものの量、額、比率が時代とともに減少してきているという状況がございまして、例えば、市場外の流通と卸売市場を通ず流通との経由率をごらんいただきますと、青果では、50年代には86%ありましたものが、平成20年代では60%台になっておりますし、水産につきましても、86%から54%といったように低下をしてきている。逆に市場外の流通がふえてきている、こういう構図がございまして。

こういった点を踏まえて、今後の検討の論点、問題意識を御説明させていただきます。11ページでございますけれども、食品流通に関しましては、上の枠のところに書かせていただいておりますけれども、先ほど申し上げましたような消費者のニーズの変化、あるいは人

手不足、あるいは情報通信技術が一層活用できる環境が整ってきているといった変化を踏まえながら、生産者の所得向上につながるような取り組みを進めていくことが必要と考えておりますし、また、よくある議論として、食品デフレということが言われます。大手量販店等も厳しい価格競争をしている中で、仕入れをできるだけ安くしようということがあるわけですが、農産物の成長産業化ということを考えた場合には、優れた品質のものについては、それに適した価格が形成される点も重要でございます。その意味では、枠の中の下の段に書かせていただいておりますけれども、優越的地域の濫用や、便乗値上げを防ぐといったことで、生産者、消費者の利益となるような公正な取引環境を整備していくことも重要と考えてございます。

その中で特に重視すべき情勢として、真ん中あたりの枠のところに簡単に整理をさせていただいておりますけれども、生活様式の変化等による消費者ニーズの変化ということで、加工品を求めるといったこと、あるいは単身世帯の増加等に伴って小分けしたものを求めるといった需要にどう対応していくかということ。

一方で、コンビニ、あるいはネット通販の伸長など、従来よりも販売チャネルが多様化しております。これを踏まえてどのように対応していくのかということ。

それから、全体的に課題になっております物流の問題、特に食品の場合には、非常に多頻度で少量の物流、新鮮なまま届けることが求められる面もありますので、物流の効率化がほかの分野と比べても大きな課題になっておりまして、これをどう進めていくかということ。

あるいは、情報通信技術の進歩によって、さまざまな利用の可能性が拡大していること。また、鮮度、安全性への消費者の関心の高まりにどう応えていくかといったこと。

それから、市場の規模を見ますと、国内の食品についての需要は、今後の人口減少に伴って減っていくことが不可避であるわけですが、他方で海外の食品に対する需要は、人口の増大、所得の向上によって大きく拡大している中で、農産物の成長産業化を考えた場合には、海外の需要をどうつかんでいくか、海外に輸出等含めて、どう拡大をしていくのかという点も課題でございます。

その中で、卸売市場につきましては、後ほど詳しく申し上げますけれども、食品の流通全体の中で、卸売市場については国が相当厳しい規制を課している。一方で市場外の流通については規制が基本的にはない状態になっているわけですが、卸売市場の中間流通のところが効率化することは、農産物の生産性、成長産業化という意味でも重要でございますので、これをどう見直していくかが課題でございます。

少し飛びますけれども、13ページ以降に卸売市場を通さない流通を含めました食品流通に関連する主要なポイントを何点か、資料の22ページまで続きますけれども、主な課題をページの上のほうで整理させていただき、それらの課題に対応するために行われ始めているさまざまな取り組みを下のページのほうで整理させていただいております項目がございます。

1つは、直接販売といったような新たな流通経路の拡大でございます。13ページの資料をごらんいただきますと、左側が、食品がどういう小売を通じて、あるいは直接販売等によっ

て流通しているかという規模を見たものでございます。依然として、一番上のグリーンの線でございますけれども、これはチェーンストア、いわゆるスーパー等による販売額、それに続いてコンビニといったところが、規模としては多くを占めているということでございますが、右の欄をごらんいただきますと、最近の伸び率ということで整理をさせていただくと、2010年からの伸び率を見ますと、通信販売が食品の分野では大きく伸びてきているということでございまして、生産者の側から見ると、販売チャネルが多様になってきている、選択可能性が広がってきているという状況がでございます。

こういう中で、具体的な取り組みということで、一つ一つの御説明は省略させていただきますけれども、14ページにありますように、ICT等の新たな技術を使いまして輸送時間を短縮化し、またそれによって鮮度、品質を維持できるような直接の販売ルートといったものを構築してきている例もでございます。また、直接販売の場合に、需要側のニーズを生産者にフィードバックしていくような仕組みも一部で導入をされてきているという状況がでございます。

次に、物流の効率化に関してでございます。15ページ、16ページでございますけれども、先ほども申しあげましたように、食品の物流はトラックによる輸送が大宗を占めておりますけれども、御案内のように、トラック業界は深刻な人手不足、また長時間労働といった労働条件の厳しさが課題となっているわけでございます。この中でも特に食品の物流につきましては、長時間の拘束、あるいは手積み・手おろし等の荷役の作業が非常に重いこと、あるいは先ほども申しあげました多頻度の納入といったことで、運行管理が非常に難しく、ドライバーにとっても大きな負担となっている中で、食品についての物流をどう効率化していくかということで、16ページでございますように、積みおろし等の作業時間を短縮する、あるいは産地から実需者までの輸送時間を短縮し、鮮度を保持しつつ輸送していくような取り組みも一部に出てきているという状況がでございます。

次に、情報通信技術等の活用でございますけれども、これは17ページから18ページにかけてでございます。現状をごらんいただきますと、17ページになりますけれども、卸売市場をはじめといたしまして、生鮮食料品等の流通におきましては、情報通信技術の導入が遅れているという状況でございます。情報の流れということで、卸売市場の例を一番上に書かせていただいておりますけれども、出荷者が卸売市場に物を持ってきて、卸売業者がそれを荷受けし、仲卸業者との間で相対取引、あるいは競り等によって売り、それを仲卸業者が小売、食品製造業等に売っていくという流れがあるわけでございますけれども、こういう流れの中で、商品の販売状況の管理、あるいは発注等につきましては、依然として電話やFAXによるものが多く、また、さまざまな品目等の情報についても手入力をしているといった状況がでございます。左側の下のところに、生鮮品についてのEDI、電子データ交換であるとか、あるいは電子タグといったものが中央卸売市場においてどの程度導入されているかご覧をいただきますと、7割以上の中央卸売市場が導入をしていないといったことで、ICT技術の活用が非常に遅れている分野でありまして、18ページに取り組みの例がでございますけれども、効

率的な流通、コスト削減、あるいは新たな販路の開拓等のためにも、こういった技術を活用していくことが課題になっているということでございます。

次に、鮮度保持等の品質・衛生管理についてでございますけれども、19ページで現状を整理させていただいております。鮮度が高いまま送り届けるために、コールドチェーンの整備が重要なわけでございますけれども、民間においては、産地から店舗まで一貫したコールドチェーンを整備するといった取り組みも存在する一方で、卸売市場におきましては、その整備割合が非常に低いという状況でございます。19ページの左下の数字だけ御紹介をさせていただきますと、卸売市場におけるコールドチェーンの整備状況ということで、冷凍冷蔵、低温で管理する施設の整備状況でございますけれども、ご覧をいただきますと、青果、水産、花卉ともに10%台という非常に低い水準にとどまっているという現状がございます。

こういう中で、取り組みとしましては、20ページにありますような、卸売市場でない物流センターにおいての取り組みでありますとか、右側の例は福岡市の中央卸売市場の例でございますけれども、こういった鮮度等の管理をしていくためのコールドチェーンの整備の取り組みも一部には出てきているという状況がございます。

それから、最後に、国内外の需要への対応ということでございます。21ページから22ページにかけてでございますけれども、先ほどから繰り返し申し上げておりますけれども、国内におきましては、中食、外食、加工食品等へのニーズ、小分け・少量化への対応といったニーズが出てきておりますし、また、海外の市場をどう開拓していくかといった点も課題でございます。22ページでございますように、こうした消費者の求める形での食品の販売をどう実現していくかということ、あるいは輸出をどう拡大していくかといったことも課題と考えております。

実は、このような卸売市場における取引、あるいは卸売市場を通さない取引のいずれをも対象にした、食品流通を改善していくための仕組みが、23ページでございますような法律がございます。食品流通構造改善促進法という平成3年にできた法律でございます。これは、食品流通を効率化したり、さらに販路開拓、付加価値の向上にもつながるような、食品流通の効率性と生産性の向上を実現したりするために、事業者で取り込まれるいろいろな形の事業について、大臣が認定しますと支援措置がつくという仕組みでございますけれども、これを今、見てみると、支援対象にしている事業類型が古いといえますか、新しいものを十分捉えられていないということで、先ほど何点か申し上げました食品流通にかかわる課題への取り組みを行う事業者への支援の類型といえますか、支援の方法について見直す必要があると考えておまして、卸売市場法の見直しとあわせて、この仕組みについての見直しも現在検討しているところでございます。

次に、本題といえますか、中心的な論点でございます卸売市場について御説明申し上げます。現状でございますけれども、26ページに整理をさせていただいております。卸売市場は、昭和46年にできた卸売市場法に基づいて設置されるものでございますけれども、2つ大きく類型がございます。1つは中央卸売市場、もう一つは地方卸売市場であります。

まず、一定規模以上の生鮮品等の卸売を行う施設を対象としているわけですが、特に関心が高いものが中央卸売市場ということで、これは国が直接監督をすることになっております。後で詳細を申し上げますけれども、この中央卸売市場については、さまざまな国による規制が設けられております。現在では、中央卸売市場については、開設者が自治体でなければならないことになっておりまして、自治体が農林水産大臣に認可申請をして認可を受けると市場が開設できるという仕組みになっております。

地方卸売市場でございますけれども、こちらは比較的規模の小さいものでございます。現在でも全国に1,000以上ございます。これは開設者は自治体に限らず、第3セクターであるとか、民間でも開設できるようになっておりまして、これについては、都道府県知事が監督権限を持っていて、都道府県知事に許可申請をして許可を受けると、開設、運営ができるというものでございます。

特に中央卸売市場について、先ほど申し上げましたように、国の一律のかなり厳しい規制がかかっておりますので、ここの見直しが大きな論点になるわけですが、中央卸売市場の数は年々減少してきておりまして、昭和55年度から見ますと28%減ってきているということでございます。取扱量が減ってきたりしますと、中央卸売市場でなく地方卸売市場に転換をして、国の規制が余りないといった市場に転換をされる例も出てきております。

また、卸売市場を見学に行きますと、競りをやっているところを見せるという形でやられているわけですが、実際には、枠の中に書かせていただいておりますように、競り・入札で卸売市場で取引をされているものも、青果で10.6%、水産で17.1%まで低下をしてきているという状況でございます。これは、大手スーパーの小売の中での位置づけが大きくなっておりまして、大手の量販店から見ると、日々、競りで値段が大きく変わっていくような形では安定的に調達ができないということで、相対の取引で卸売市場から買ってくる。いろいろあるのですけれども、卸売業者が仲卸業者に売ったものを仲卸業者からスーパーが買うという例もありますし、開設者が認めますと、買参人という、売買参加者というカテゴリーがありまして、スーパー等の小売の方も直接卸売市場に参加して卸売業者から買うこともできるのですが、そういう場合に競りではなくて相対で価格を決めていくものが増えてきている。こういう実態を反映して、卸売市場における競り・入札は減ってきているということでございます。卸売市場を経由する生鮮品の量が減ってきていることに伴って、今、申し上げましたように、卸売市場の数も減ってきておりますし、当然、業者の方もかなりやめられているという状況でございます。

今、申し上げましたことをもう一度整理してございますのが27ページでございますけれども、そこは省略させていただきますと、卸売市場について、抜本的に規制を見直すことになっているわけですが、現在どういう規制が行われているのかを28ページに整理をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、現在の卸売市場法は昭和46年に制定をされたものでございまして、それ以降、大きな改正が行われていないという状況でございます。さらにさかのぼ

りますと、昭和46年の卸売市場法の制定時に大きく変わった点は、今までは中央卸売市場だけを国の規制の対象にしていたものを、地方の卸売市場にも一定の関与をできるような法律にしたということであるわけですが、現在の卸売市場法の法律のたてつけを見ますと、実は大正12年、1923年、関東大震災の起こった年ではありますが、この年にできた中央卸売市場法の骨格をほとんど維持しているという状態でございます。

これは、1918年に米騒動がありました、それを受けて、生産者サイド、あるいは問屋さんの出荷する側が売り惜しみをしたり、買い占めをして価格をつり上げて利益を享受するようなことがないように、消費者に比較的低廉な価格で安定的に生鮮品が届けられるようにするために、1923年に中央卸売市場をつくったということでございます。基本的な骨格を維持していると申し上げましたのは、海外を見ますと、卸売市場がない国、例えば、アメリカ等もあるわけでありまして、日本の今の仕組みは、生産者側から出荷を受けて荷受けをする、いわゆる売り手側の卸売業者がいて、一方で、小売店に売ったり、あるいは食品加工業に売ったりするための仲卸業者をつくって、仲卸業者はできるだけ安く買おうとするということで、その両者が対峙する構造で、最初は競りをして、高く売りたい人と安く買いたい人とが折り合えるところで価格が決まってくるという、対立構造といいますか、対峙する構造をつくったということでございます。

ただし、現在の状況を見ますと、売り手の側が強くて価格をつり上げるというよりは、むしろ買い手の側が強くなっている状況の中で、現在の情勢の中で、今までのような規制がいいのかという大きな転換期に来ているということかと思えます。

市場に対する枠組みということで、そのページの下のところ、中央卸売市場と地方卸売市場についての規制のラインナップを整理させていただいておりますけれども、先ほど申し上げましたような、比較的規模の小さい地方卸売市場につきましては規制が非常に少ない一方で、中央卸売市場につきましては、かなり多くの規制が国によってなされているという状況でございます。

他方、29ページでございますように、卸売市場につきましては、今、申し上げましたようなさまざまな規制がありまして、その規制はもともと、この上のほうの流通のラインをござらんいただきますと、出荷者から卸売市場にいる卸売業者に売って、卸売業者が競り等によりまして仲卸業者に売って、実需者、消費者に行き渡っていくという、ある意味、役割分担が想定されていたわけでございますけれども、卸売市場における規制が厳しいことと、それから、生産者の側の意向、それから、買い手の側の意向に対応していくためには、段階を追って流通させていくという仕組みでは対応できない部分が出てきているものですから、実際には、下のほうに書かせていただいておりますように、卸売市場に参加している卸売業者であっても、別会社をつくって市場外の流通をしていく仕組みをとることによって、卸売市場では規制によってできないことになっている取引のやり方をやっているようなこともありますし、また、仲卸業者におきまして、例えば、自分でスーパーを経営するといったことが行われたり、市場の外で別会社をつくって、卸から買うのではなく、ほかのところから、産

地から直接荷を引いてくるような取り組みを、工夫をして行われたりしているという状況でございます。

時間が経過しましたので少し急がせていただきますけれども、具体的な規制ということでございますが、30ページ以降でございます。30ページにありますのは、売買取引の方法の設定でございます。もともと国は法律によって競りが原則と規定していたわけでございますけれども、それがニーズに合わないということで、競り原則を廃止しております。したがって、今は、競りが何%でなければいけないとかいう規制は国は全くやっておりますけれども、市場ごとに、こういう品目は競りで価格を決めますよ、こういう品目は競りでもいいし、相対でもいいですよ、こういう品目は相対でやりますよということで、品目ごとに売買の仕方を設定するといった規制が中央卸売市場についてはございます。

次に、32ページでございますが、差別的取り扱いの禁止、受託拒否の禁止でございます。これは、卸売業者が市場における取引において、出荷をしてくる人、それから、自分が売る相手である仲卸業者、あるいは売買参加者、先ほど申し上げました実需者の方で開設者から認められると市場に参加できる方について、不当に差別をしないという規制。これは、中央卸売市場、地方卸売市場の双方に、差別的取り扱いをしないという規定がございます。

一方、中央卸売市場についてはさらに受託拒否の禁止ということで、衛生上有害な物品であるとか、市場施設の取り扱い能力を超えているとかいう正当な理由がなければ、中央卸売市場については、出荷者が持ってきたものは拒めない、受け取らなければならないという規制がございます。受託拒否の禁止については、必ず売れる場所がある、必ず持って行ける場所があるという意味で、生産者にとってはこの規制は残してほしいという要望のある規制でございますが、そういう規制があるということでございます。

次に、33ページでございます。その他の取引にかかわる規制を全体に鳥瞰したものでございまして、そこの中に出てきますそれぞれの中身をもう少し詳しく説明しておりますのが34ページ、35ページ、36ページになりますので、33ページでまとめて説明させていただきますと、先ほど申し上げましたように、現在の卸売市場法は卸売業者と仲卸業者が対立する、対峙していく構造になっておりますので、それに関連して、さまざまな取引のやり方についての規制がございます。

左側にあります絵でございますけれども、産地から卸が荷受けをしますと、まず1つは、一番上の、卸が仲卸を通さないで直接実需者に売っていく。第三者販売と言っておりますが、第三者販売が原則禁止をされている、仲卸を通すのが原則になっているというのが1つ。それから、卸が自分もまた買い手になっていくようなことが禁止をされている。それから、もう一つは、逆に仲卸は卸から買わずに産地から直接買ってくることも原則できないようになっております。

ただ、このように非常に厳しい規制でありますので、一定の例外措置がございまして、一言で申し上げますと、市場の開設者が認めればやれるわけですがけれども、実際には、右のほうでござらんをいただきますと、原則禁止と言いながら、第三者販売について、開設者にも認

められて行われている例が、青果でござんいただく、3割を超えて、これは金額ベースの数字でありますけれども、行われている市場があったり、水産では5割を超えるものが第三者販売で取引されるといったこともありますし、下のほうにありますように、直荷引き、仲卸業者が卸からではなく自分で引っ張ってくるというものも多くあるということでございます。

少しわかりやすい例で申し上げさせていただくと、中小の小売店、いわゆる八百屋さん、魚屋さんは数が減ってきておりますけれども、今でも事業を継続されている小さな小売の方は、消費者のニーズをつかまえているから引き続き事業を行えているわけです。例えば、お客さんの声に応えるために、小売が市場から買ってくる、具体的には仲卸業者から買ってくることになるわけですが、仲卸業者が市場にあるものしか引っ張ってこれられないようでは、お客さんはもっとほかのものを求めているのだというときに、直荷引きがされると、仲卸業者は市場に置いてあるものも持ってこられるし、なくともほかのところから自分が揃えてきて、揃えたものを小売に提供できるということがあるわけです。それが原則、今の法律ではできない。例外措置でかろうじてやれるようになってきているといったことがございます。ここをどうするかが今回の見直しの中で大きな論点の一つでございます。

それから、37ページでございまして、商物一致の原則と言われているものが、この中央卸売市場につきましては設けられております。これも例外規定があるわけですが、原則としては、卸売市場に実際に物を持ってこなければいけないということです。商流と物流を一致させるということでもあります。

これも少しわかりやすい例で申し上げさせていただくと、例えば、築地の市場、大田の市場は、非常に消費地の規模が大きいこともあって、全国のいろいろなものが集まってくるわけですが、そこからまた地方の卸売市場に転送されたりということが多く行われているわけです。その場合にも、商流としては、築地の業者、大田の業者を通すとしても、物も実際に持ってこなければいけないことになっていきますので、例えば、群馬県とか、福島県のものが一回築地の市場に置かれて、そこからまた仙台の市場に行くとかということが原則になっている。これを物流の効率化という面で見たとときにどうしたらいいのかというのが大きなポイントとしてございます。

それから、もう一つは、代金決済の確保ということでもあります。これは生産者の側からも評価をされている規制でございまして、中央卸売市場の場合には、代金決済の支払期日とか支払方法についてのルールを定めて、それに沿ってやることになっておりますけれども、実際にこのルールの中では、一般の商工業における中小企業などと比べても、非常に早く、例えば、3日以内に代金が払われるといった扱いがされているということで、これは生産者にとっては早く代金回収ができるということで評価をされている。この規制を残すのか、見直すのかということがございます。

最後に一点、40ページでございまして、冒頭でも申し上げましたように、食品のうち、特に生鮮食品等につきましては、保存性が低くて日持ちがしないということで、売り手

はある期間内に売りさばかなければいけないということで、買い手の側が非常に強くなるという傾向がございます。こういうものについて、優越的な地位の濫用等による買ったときなどが行われなないように、どのように監視をしていくのかも、この食品流通における課題として認識をしているところでございます。

非常に駆け足でございましたけれども、以上のような点につきまして、いずれにしましても抜本の見直しを行うという方針が決定をされておりますので、できる限り必要なものは最小限にしつつ見直しを行い、年内に成案を得たいということで検討を進めている状況でございます。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの農林水産省からの御説明について、御意見、御質問を求めたいと思うのですが、まず林委員、お願いします。

○林委員 御説明ありがとうございます。

卸売市場法について、「不要な規制をゼロベースで見直す」ということで、今年の12月末までにできることとして、ただ今、取引規制のさまざまな見直し、撤廃になるものと期待するのですが、御説明いただきました。その点は結構だと思いますが、御説明の中にもありましたとおり、そもそも卸売市場法における1923年来の自治体を開設者とする「中央卸売市場」という存在を、これからも続けていくのかどうか。この法律は使命を終えているのではないのか。第1条に、「卸売市場の整備を通して取引適正、流通を促進する」という目的がございますが、そもそもこの法律を廃止して次のステージに行くということこそが「不要な規制をゼロベースで見直す」ことの結論になるのではないかとも思うのですが、取引規制以外の構造改革的なゼロベースの見直しについては、どのようにお考えでしょうか。

○飯田座長 では、井上局長。

○井上食料産業局長 今、申し上げましたように、さまざま論点はあるわけでございますけれども、基本的には、卸売市場そのものが要らないと国が決めることはないわけですね。開設されたい方がいれば開設できるということでありまして、それに対して国がどう管理をし、規制をしていくのかという点でございますけれども、私どもとしては、時代の変化も見て、今後の食品流通を考えたときに、抜本的に見直すという姿勢で対応してまいりますので、逆に言えば、法律を廃止するとか、そういうことが先にありきではなくて、どういう関与を食品流通、特に卸売市場が中心的な論点ですけれども、それ以外も含めて関与していくのかという見直しを行って行く中で、どういう部分が残るのかという答えが出てくれば、あとは、それを立法技術的にどう見直しをしていくのかという出口の結論として、いろいろな出方があるのだろうと考えているところでございます。

○林委員 ありがとうございます。自治体が開設者となる卸売市場が必要なのかどうか、この先も検討していければと思います。

○飯田座長 また、本日欠席の渡邊専門委員より質問いただいておりますので、代読させて

いただきます。

資料の40ページにあります、生鮮食品は安全性が低く、日持ちしないため、売り手の立場が弱くなる傾向にある点、まさにそのとおりだと思います。この関係は卸売市場取引における出荷者と卸売業者の取引にも該当します。この観点から、東京卸売市場の築地、大田など、各市場における卸売業者の数及び取扱額シェアを見たとき、水産市場では比較的複数の業者が存在し、シェアも拮抗しているのに対して、青果市場では寡占ないし独占の例が数多く見受けられます。これに関連して、なぜこのように青果市場の卸売業者は数が少ないのか、その理由についてお伺いします。

2点目が、こういった事例は売り手の選択肢を狭めることで、市場における正常な価格形成機能を阻害する結果につながるのではないのでしょうか。

この2点についての御意見を伺いたいとのことです。

○井上食料産業局長 前者につきましても、いろいろな例があるのだと思いますけれども、私どもが存じ上げている例で言えば、取扱量が減ってくる中で、従来は青果についても複数の卸売業者がいたところについても、だんだん集約化をされて数が少なくなっているといったことがあろうかと思えます。

それから、後者の点について言えば、冒頭も申し上げましたように、従来は卸売市場を通すという流通が大宗を占めてきたわけですが、販売チャネルが多様化してきているわけでありまして、この傾向はこれからも続いていくものと考えますので、卸売市場の業者が少なくても、もし非効率で、手数料は取られるけれども、生産者にとってみると、自分にとっての有利な価格で販売されないような市場であれば、そこを選ばなければいい、ほかの選択肢を選ばばいいという意味でも、卸売市場だけに依存するのではなくて、さまざまなルートの中から生産者にとって有利なものを選べるということがあれば、卸売市場の業者が少ないことそのものが問題になることではないと思えます。

それから、今年整備をして、今、どなたでもネット上で見られるのですけれども、生産者から見ると、どういう人が買ってくれる人の選択肢としてあって、その方がどういう取引条件なのかということ自分で全部探すとなかなか大変ですので、アグリーチという情報サイトを立ち上げて、これには買い手の側として卸売市場も登録されているところもありますし、通信販売とか、それ以外の業者の方も登録されておりますけれども、一覧性をもって見られて、自分にとってのバイヤーがどういう取引条件で取引をするのかを見て、比較検討できるような情報サイトも立ち上げて活用いただいているところでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

今の説明を伺いますと、ますます、卸売市場というのが、特に中央卸売市場が流通段階で特権的な地位であったり、特別な意味合いを失っている、またはなくても何とかなるものになってきているという印象を受けるのですけれども、国産青果についてはまだ市場流通のほうは大宗を占めている、8割以上を占めているとのことなのですが、これは傾向としては減少しているのでしょうか。

○井上食料産業局長 青果全体として見ると減少はしておりますけれども、国産の青果の中での卸売市場を通じての割合はほぼ横ばいという状況でございます。実態として、かなり多くのものがそこを通っていくという市場であるので、公正な取引環境の整備という面では、ほかの選択ができるようにするというのももちろんあるわけでございますけれども、卸売市場において公正な取引が行われるために、何か残さなければいけないのかというところは、依然として流通額としては下がってきているとはいえ、ある程度の大きさを持っていますので、そういう目で見たとときに何を残すべきかということは考える必要があると思います。卸売市場だけが食品流通における特別な扱いを受けて、そこを通すべきだという考え方は私どもも持っておりませんし、そういう前提で制度設計を考えていきたいということでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

続きまして、吉田委員からお願いします。

○吉田委員 ありがとうございます。おもしろいお話聞かせていただいて。

私は余り心配していないのですが、というのも、局長はアマゾンフレッシュでお買いになったことがございますか。最近、アマゾンが青果食品事業を始めました。まだ始まって間もないのですが、お刺身一個、ブロッコリー一個から、夜中まで、2時間で持ってきてくれるのです。私も試しにやってみたのですが、産地から何から、物すごい説明がきちっとあって、全部書いてあるのです。すごいオプションなのです。あれもあるかな、これもあるかなと検索すると、全部出てくるのです。夜中の12時まで持ってきて、朝は8時から持ってきてくれるのですよ。

また、すぐにクレジットカードに返ってくる返品システムができる、決済もできる。アマゾンのプラットフォームを使っているわけです。これに今度、生鮮食品の流通が足されているわけです。

アメリカでホールフーズを買えるのですが、日本でもやってほしいと思ったのですが、間もなく始まったようです。金融市場と同じで、ビットコインの登場で金融の規制がちがちのがひっくり返ったではないですか。もう間もなく外堀から埋められていくのだなと感じたわけなのです。だから、逆の発想で、これ、間違いなく、物すごく大ヒットすると思うのです。13ページにあったeコマースの市場は伸びています、あれは2014年の資料ですね。2017年、とてつもないことになっていると思います。

働く女性の参画率というのですか、史上最高になりました。私たちが本当に困っているのは、何しろ買い物する時間がない。私みたいに、子供も育ち上がっていると、ブロッコリー一個でいいのです。仕事が終わってから食べたいなと思うとき、夜中だったり、おいしいお刺身まで持ってきてくれたりとか、これ、すごいことだと思ったのです。それに気がついて使いだしている農家の方々も多いということで、間違いなくこれに巻き取られていくと思うのです。逆に、今からその発想で、何がこれを応援できるのか、何が足かせになっているのか、そういう観点で見直されたらいいのではないかと思います。そこには食品管理から何

から、全ての流通が完璧な形であるのだと思うのです。

その中で、私はちょっとわからなくて、恐らくアマゾンだからあるのだろうなと思っているのは、海外の流通もあるはずなのです。さらに、農家の人たちとお話をしたときに、どういう消費者が、いつ、どういうものを買ったというビッグデータも全部フィードバックがあるそうなのです。いろいろなものをつくらずに、みんな、でき上がったものに巻き取られていく世界だと思うのです。もし中央卸売みたいなのが生き残りをかけるのであれば、このプラットフォームをここに組み込まれるとか、そっちから攻めていくというのはあれですけれども、既存のものがアプリケーションのほうから価値をもう一回見直すというのもありなのかなと思います。

新しいものが入ってきて、ディスラプティブ（破壊的）変化はいいのですけれども、既存のいいものまで殺す必要はないと思うのです。こういう方々に、そういうものが、もうそこまで黒船が来ていますと、こういうのにうまく巻き取れるところは巻き取られていきましよう。逆にこっちもいい価値があるので、そこは生かしていきましようみたいなリーダーシップを霞が関でとっていただけると、日本らしい、いいアマゾンのプラットフォームができると思ったのです。それを、ビットコインのように、もう全部来てしまいました、後追いです、全部みたいなことではなく、グローバルも見据え、日本のよさも見据え、日本のいいものを加えつつ、彼らのものを育ててあげるぐらいの政府での旗振りがあるといいのではないかとこの前思って、そんな観点で見ただけだと、サジェスションみたいな形ですけれども思っております。

○飯田座長 では、井上局長。

○井上食料産業局長 消費者に直接届けるような、いわゆる通信販売の仕組みを導入されている企業が日本企業の中にもあります。その中には、事業再編を伴うビジネスモデルを構築されるものについては、先ほど申し上げました農業競争力強化支援法の中に具体的な支援措置まで組み込まれていまして、その第1号案件は消費者の方に通販で届ける企業同士が合併して、ますます事業を強化していくような仕組みです。実は、卸売市場で卸売業者なり仲卸業者として参加をされている企業も、その企業として通信の、海外の大きな企業等も含めて、連携をして、実際には自分が荷を集めてきたり、あるいは配送したりということで、組んでやっているような例もあります。そういう例がある中で、卸売市場だけががちがちの規制でやっていて、そこのことだけを見ていると、実は外には自由な取引の世界がある。そこをよくわかりながら卸売市場に対する国の関わり合いをどうするかということで、抜本的な見直しが必要だと考えています。

だから卸売市場が絶対ですと申し上げるつもりはないのですけれども、実は、通信販売においても、全ての品を、自分が生産者を探して見つけてくるというのはなかなか大変なので、あるものはそこから持ってきながら、卸売市場から買っているものも織り込んでやっているということもありまして、いずれにしても流通が非常に多様化している中で、広い視野で流通構造全体の今後の消費者ニーズも含めた見直しを行うべきときに来ていると思いつつながら、

見直し案をつくらうとしているところでございます。

○吉田委員 特にデジタルの世界でのアプリケーションの融合です。そこは大いに意識していただきたい。小さなクラウドがまたいっぱいできて、非常に使い勝手の悪いeコマースのウェブサイトを立ち上げているようなところもあるわけです。そういうことではなくて、逆にいいものがあったとしても枯れた技術であるならば、うまくサイバーの世界で巻き込まれていく、その中でいいものは残っていくのだと思うのです。卸売市場とか、我々の流通の仕組みの中で。そんなことを意識して構築していただくというサイバーの観点もいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○飯田座長 では、続きまして、三村会長、よろしくお願いいたします。

○三村会長 非常にわかりやすい分析を、ありがとうございました。農水省が真剣になってこれから改革をやるようとしていることが、この資料から読み取れると思います。

私が言いたいのは、まず第1に、こんなに競争力を失っているにもかかわらず、卸売市場に一定の物流が流れているということは、今の市場にも何らかの機能が残っているのではないかということです。したがって、改革するに当たっては、どういう機能が今、卸売市場に残っていて、それは守らなければいけない機能なのか、ということをはっきりさせていただきたいと思います。

一方では、環境変化などにより、卸売市場が競争力を失っていることは明らかです。それがどういう原因なのか。一つは規制のせいなのか。また、これだけ市場での取扱量が減っているにもかかわらず、危機意識が市場内の事業者から出てこないことはなぜなのか。通常のビジネスから考えると不思議で、なぜ自助努力が出てこないのか。これだけ情報産業が発達していて、いろいろICTを利用できるのに、なぜそれができないのか。これらの原因の一つとして、新しい事業者がこの市場内に入ってきていないということも言えるのではないのでしょうか。したがって、私が知りたいのは、新規参入の実績がこれまで中央卸売市場にどの程度あるのか、あるいは全然ないのか、それはいかなる原因でそうなっているのか、それも教えていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、中小企業にとって人手不足が大変で、とりわけ物流の効率化が非常に急がれますが、資料にありましたように、荷下ろしの手間が3時間ぐらにかかっているということが非常に大きな課題になっています。荷下ろしの作業はもう少し短縮できるのではないのでしょうか。ホクレンのパレットのケースなどが例示されていましたが、例えばパレットを共通化すれば実現できるのではないのでしょうか。実行するのに時間がかかるとか、輸送業者が大変だとか言わずに、そういう改善努力が行われるべきだと思います。こういうものがなぜ行われていないのか、これについても知りたいところです。

以上です。

○飯田座長 では、井上局長でよろしいでしょうか。

○井上食料産業局長 まず、第1点目の卸売市場が競争力を失いつつも一定量は依然としてそこを經由しているという点については、1つは、卸売市場、特に中央卸売市場は、先ほど

申しあげました受託拒否の禁止というのがありますので、必ず引き取ってくれる場所であることと、代金決済が非常に早いというメリットを生産者の側から見ると持っているということがあると思います。

他方、私どもとしては、生産者が自分にとって有利な条件のルートを選ぶことが今後は重要と考えておりますが、これまでの傾向からすると、卸売市場というのは必ず引き取ってくれるわけですけれども、価格は原則保証されないわけです。自分のものをできるだけ評価してもらって高く売ろうというよりは、系統に出して、系統が卸売市場に入れるというのがある意味、当たり前というような状況が今も残っている。今後のことを考えれば、有利なら卸売市場を使えばいいし、有利でなければ別のルートを使うという環境をより整備していく必要があるのではないかと考えております。

次に、卸売市場の卸売業者や仲卸業者は、どちらかというをやめられる方がどんどんふえてきているという中で、その中の業者としての新規参入というのは、数字は手元に持っていませんが、ほとんどないと思います。逆に、食品流通をやろうとする方は、卸売市場に業者として入るのではなくて、市場の外で食品流通の世界に新規参入していく。これは通販も含めて、かなり出てきていますし、さらに伸びているということかと思えます。

それから、物流に関しましては、きょうは詳細を申しあげませんでしたけれども、三村会長からお話のあったようなパレット化も含めて、今でも段ボールのまま出荷をしているので、かつ段ボールの規格も違ったりして、それを一々手で荷積み・荷おろしをするというものを、パレットの上に乗せて、フォークリフトで取り扱えるようにするであるとか、ほとんどがトラック輸送なのですけれども、いわゆるモーダルシフトということで、鉄道、船舶をもっと活用できないか等々、課題があります。昨年、そういう課題もあるものですから、プログラムができた後にこちらからも声がけをしまして、国土交通省、経済産業省との局長クラスの食品物流についての会議をつくりまして、そこでパレット化も含めて、こういう方向でやっていこうということを業界の方ともコンセンサスを形成して、プランをつくって、対応をスタートしたところでもありますけれども、これがしっかり実行されるように、食品物流の効率化のための取り組みは非常に重要な課題でありますので、進めていきたいと考えてございます。

○三村会長 今の、新規参入が少ないというのは、制度的に排除しているのではないのですか。要するに、市場内の権益を守らせるために、新しい人が入りたいと思っても、これを排除しているということはないのでしょうか。通常だったら、一定の新規参入があるはずですが、新しい技術を持っていて市場に参入したいと思う人もいるのではないかと思います。そういうことはないのですか。

○井上食料産業局長 市場のキャパとの関係で、特に仲卸業者の方が数が多いわけですが、仲卸業者の方々のそれぞれの区画があって、誰かが抜けていくというときに、新しい業者がどう入れるかというのは、基本的には開設者が見ているということでもありますので、その取り扱いがどうなっているかということがあります。もう一つは、先ほども申

し上げましたけれども、仲卸業者として入らずとも、そこで買い受けようとするときに、いわゆる買参人ですね、売買参加者として入れる。これももちろん開設者が認めないと入れないのですけれども、そこは数が、全体としては減っているのですけれども、新しい者が入ってきているというところはございます。

○飯田座長 では、続きまして、金丸議長代理・副会長。

○金丸議長代理・副会長 ありがとうございます。

基本的には、7ページと8ページの図示された変化を見ると、生産者の生産額と卸売市場の取扱金額が減っていて、それ以外は実はふえているということですから、生産者の生産性向上とか、いろいろな改革の取り組みをしているわけですから、現在、卸売市場の改革も、もちろん自己改革が先にあってしかるべきだと思うのですけれども、抜本的改革が必要だということは明らかだと思うのです。

そういう中で、14ページに新しい企業の新しい試みが御紹介されていますけれども、この右側のフーディソンの提供しているサービスのアピールの中に、②にトレーサビリティという言葉がありますけれども、卸売市場がトレーサビリティに対して果たしている役割、逆に言うと課題があれば教えていただきたいと思えます。

それから、23ページの、先ほど局長から御説明あった食品流通構造改善促進法の御説明の中身を見ると、構造改善計画の作成という真ん中のところに、2番として卸売市場機能高度化事業というのがあって、卸売市場施設の近代化等による卸売市場の機能の高度化というテーマもあるのですけれども、ここに該当する改善提案が出てきて、それに対して、農水省として何か支援をしたという実績はどれぐらいございますでしょうか。

○飯田座長 では、井上局長。

○井上食料産業局長 トレーサビリティの関係でございますけれども、現状で申し上げれば、このトレーサビリティは日本全体としても課題であります。卸売市場での取り組みというのはほとんど対応がされていないという状況かと思えます。トレーサビリティを確保するためには、流通の各段階がつながって、ある意味、情報が集約化されている必要があるわけですが、先ほど申し上げましたように、電話、FAX、手入力が主流になっている卸売市場でございますので、ITなどの活用も進んでいないという意味で、トレーサビリティという意味でも市場が優位性を発揮できていないのみならず、対応としては遅れているということで、卸売市場だけに関わらない話かもしれませんが、どう対応を促進していくかがこれからの課題だと考えてございます。

それから、2点目の流通構造改善法のもとでの卸売市場の高度化事業としましては、これまでに法律の制定以降、合計で60件、国として卸売市場の関係では認定しておりまして、これの多くは冷蔵冷凍施設の整備等のコールドチェーンの整備を行う事業を認定し、支援をしているということでございます。

○金丸議長代理・副会長 ICTはないですか。

○井上食料産業局長 ないと思えます。

○飯田座長 では、続きまして、三森専門委員。

○三森専門委員 ありがとうございます。

私は、一般の農業者としてお話をさせていただきたいと思うのですが、私たちの生産する果樹は小さい農家が多く、この仕組みの中に入っていると思われていいかと思うのですけれども、現状の農業者の所得の仕組みは、価格が市場で決まり、手元に入るものは全て引き算であります。ここを改善しなければ農業者の所得が上がってこないというのは当たり前なのですけれども、では、大きくなったところで、自分のところ以外で売の場合は、場所代、手間賃か、例えば、海外に行く場合でも、商社など、費用が複雑になって、一方、ITだけではなく、いろいろなチャンネルに入っていこうと思うと、そこにはかなりの人材が必要で、専門であったりですとか、流通をするに当たっても、例えば、ネットの販売をするに当たっても、うちは小さくても法人であるとなれば、そこにまず人が介在して、お客様とのやりとりをしたり、商品に関して、どこでどうやっていくかとなっていくと、ここにも人材とか、そういったものがかかわってくるので、販売チャンネルの多様化と市場の複雑化というところはあるのですけれども、普通は、系統が企画を出して、この卸売市場が価格というところを決めていくのではないかという、この仕組みだと思っていて、普通の小さい農家は、ここが市場出荷、系統出荷というので、自分のおうちの所得が安定していると思っているのです。

私が質問させていただきたいのは、今回のこの規制改革の中では、一体、私たち農業者が、今後後継者を育てる中で、所得が上がってくる仕組みを真剣に考えるのであれば、撤廃するとは考えられないのです。、縮小していただけるものと、所得を向上するために伸ばしていかなければならないものを明確にもう少しわかりやすく出していただいで、やるべきことを見出していかないと、議論が中途半端で終わってしまうような気がするのです。法律を改善してほしいとかではなくて、今、全体に、仕組み自体で、例えば、農協が果たす役割みたいなものをもう少し明確化していただけると、卸売市場、その先のものに関しても、農業者も含めてなののですけれども、それぞれの役割分担を明確化することによって、もう少し整理できることがあるのではないかと思っていて、それに伴って、農業者も、私たちみずからも、流通構造に関して、もう少し勉強せざるを得ないような状況、これは国もそれぞれいろいろな改革もするべきなのですが、まずは農業者自体も、もう少しきちんと、この仕組みの中で自分たちの果たす役割を明確化することも必要ではないかと思っております。でなければ、改革しても、農業者がよくわからない仕組みが幾つもあるので、そうすると、自分たちは一体何するのかというところで、全てが人任せ、農協任せ、国任せみたいになっていると私は見受けられるので、ここもちょっと整理していただいで、それぞれの役割分担というところで、もう少し明確に書いていただけると、7ページ、8ページがわかりやすくなるのではないかと思っております。

○飯田座長 では、井上局長。

○井上食料産業局長 まず、農協が生産者にとって有利な販売をできるように、どうしていくべきかというところについては、先ほど申し上げました11月の農業競争力強化プログラム

の中にも、全農改革を中心に書かれていて、それに対応してやっていくということになっています。今日はプログラムの応用編として個別の部分の問題ということになっていますので、そこのお話をしているわけですが、全体のプランとしては11月に書いたものがあって、その中で進めていくということではあるのですが、おっしゃるとおり、農業生産者にとっては、いろいろな仕組みがそれぞれ変わっても、よくわからないというところがあるので、食品流通について言えば、先ほども申し上げましたが、農業者が、卸売市場も含めたバイヤーが、どういう場所のどういう品質のものとか、どういう品目、あるいは自分が扱うときは手数料何%取りますとかいう取引条件を含めて、個別の生産者の方が全部聞いて調べると大変ですから、それを一覧性をもって見られるような情報サイトを立ち上げて、さらにそれを今、改善しようとしているところです。これはいわゆるマッチングサイトで、その中から、自分はこの人と取引してもいいなと思う方と個別に話をされていくことになる仕組みでございます。

もう一つは、その中で、利用者の方から、例えば、通販業者と自分がそこで取引することになったとしても、物流をどうしたらいいのかというところがよくわからないので、物流も、自分が使えるいい物流はどれだろうかというのを探せるようにできないのかという御要望を、制度を運用していく中で、まだ1年たっていませんが、既に出てきていますので、そういう機能もさらに付与できないのかということで、使い勝手のよくなる、生産者が比較検討しやすいような仕組みを充実させようとしております。。

それから、もう一つ、手取りということで申し上げさせていただくと、よくある卸売市場の議論の中で、生産者のタイプによって不公平ではないかということで出るものとして、今日は説明は省略させていただいたのですが、市場に出荷すると、卸売業者は販売をかわりに委託されてやってあげるということで、委託手数料を取るような仕組みになっています。昔は国が規制していたのですが、今は率等について規制をしていないのですが、花の市場を除くと、依然として全部の中央卸売市場で委託手数料の率が同じになっているということではあるので、本当はもっと下げて条件をよくすることもあったり、サービスがいいので、場合によっては率を上げて生産者にとってメリットがあると感じるところもあると思うので、そこはもっと変動があってしかるべきだと思います。

その委託手数料として、卸売業者が徴収、もっと言えば出荷者にその分を引いて代金を払うものがあるのですが、そのときに、出荷奨励金なるものがあります。御存じだと思いますけれども、出荷奨励金というのは、委託手数料として一旦卸売業者が徴収をしたものの中から、わかりやすく言うと、たくさん出荷してくれる出荷者には出荷奨励金が多く返される仕組みが、国としてそれを払ってくださいと言っているわけではないのですが、あります。系統は大規模ですから、系統から入れたときには出荷奨励金が卸売業者から返ってきているのだけれども、系統に出荷している個々の生産者にはそれが還元をされていない、どう使われているのだろうかというところが不透明だという声があったりします。

今回の見直しの中では、さまざまな規制の見直しとあわせて、できれば、これから検討を

要しますけれども、いろいろな公表を充実させたいと思っていて、市場における価格に関わるいろいろな情報や取引条件、料率などを含めたものについて、できればこれまで以上に情報の開示の充実をできないか。そうすると、生産者から見ると、よりわかりやすく、自分の手取りはどうなって、それが不合理なものでなくて、その取引先を選択するのに役立つようなものにできないかという点も含めて、今、検討しているところでございます。

○飯田座長 では、大田議長。

○大田議長 ありがとうございます。

2つお尋ねしたいのですが、1つは、これだけICTが発達して、売り手と買い手のマッチングができるようになった中で、自治体が卸売市場を開設する意味はどこにあると局長はお考えでしょうか。

それから、卸売業者の営業利益率がすごく低いのですが、卸売業者も仲卸業者もどちらも別会社をつくっていろいろなビジネスをやっておられるというお話がありました。卸売業者、仲卸業者、それぞれ卸売市場での収益が、収益全体のどれぐらいを占めているのか、つまり、卸売市場への依存度がどれぐらいか、お教えいただきたいと思います。

○井上食料産業局長 まず、前段については、今回の見直しの中で、今後もそうあるべきかというところを再検証しているという前提で申し上げさせていただきますと、自治体が開設者になっている理由、もっと申し上げますと、消費者に適正な価格で安定的に生鮮品等が供給されるような仕組みをつくるということでこの卸売市場法ができていますので、かつ、そういう市場がもともとは整備をされていなかったところからスタートしていますので、主に大消費地については中央卸売市場、それ以外のところについては地方卸売市場ということで、国が整備計画をつくって、かつ、その消費地、開設区域というのが市場ごとにあるわけですが、そこの消費者を保護するという観点もあって、自治体、公的な主体が、全国にそういう市場インフラを整備していくという考え方のもとで、国と、その地域の消費者に対しての責任を持つ自治体が主体となって行っていく。ただし、規模の小さいものについては、自治体だけではなくて、民間も認めるというような、ある意味、消費者を守るというか、消費者に生鮮品等の供給が安定的にいくようにという仕組みを上から整備してきたという流れの中で、大消費地については、自治体だけが開設者となってきているというのが経緯であります。今後ともそれを維持すべきかどうかについては、現在の検討の中の論点として検証しているという状況でございます。

それから、後者については、卸売市場の外でどれだけ卸売業者、仲卸業者が活動されているかについては、私どもとしては把握ができないので、申し訳ございませんけれども、会社ごとのデータはあるのですけれども、卸売市場とその外がどのくらいかというのは手元にデータがございません。

○飯田座長 では、私からなのですけれども、まず1つ目が、いただきました資料の28ページ、先ほど大田議長から開設者に関する論点を提示いただきましたけれども、今度は取引規

制についてなのですが、御解説いただいたところを見ますと、正直、受託拒否の禁止以外は余り議論が分かれず、必要がないのではないかと考えるのです。最初の2つ、売買の方法の設定と差別的取り扱いの禁止は、法律である以上、当然出てくると思うのですが、それ以下の部分については、実態として、例えば、子会社を使ったり、委託関係によって、事実上この規制がかなり死文化しているとしたら、企業が子会社をつくって、そこに経理、事務のコストをかける、この部分をカットするという意味でも、取引規制一覧で必要なものは少なく、議論が分かれるのは受託拒否をどう扱うかぐらいな気がしてしまうのですが、いきなり答えてくださいというわけではありませんが、こういった理解に近いイメージをお持ちでしょうか。

○井上食料産業局長 これから調整を要しますので、きっぱりと、今ここでお答えを申し上げられないのは恐縮でございますけれども、今回の見直しは、農業の生産性向上、成長産業化という流れの中で、生産者にとって適正な所得がどう得られるかというところを重視して検討を進めていますし、その際に生産者の側が幾ら価格を上げたいと思っても、消費者のニーズに答えていないものはそうはできませんので、生産者、消費者のためにどうあるべきかということで検討しているわけでございます。生産者の側から、特にこれは卸売市場にある規制の中で意味があると、今後もぜひ残すべきだという声が強いの、今、お話のあった受託拒否の禁止、それから、早期の代金決済の根拠となっている代金決済の確保の部分については大勢ということではございます。それ以外の点については、それぞれの事業のタイプによって、相当いろいろな声があります。

○飯田座長 ありがとうございます。

そして、ゼロベースで見直すというのがもともとの話ですので、この中央卸売市場に関する規制を見直したとして、例えば、19ページにありますようなコールドチェーンの普及、またはHACCP認証取得の余りの比率の低さ、割合の低さというのは、例えば、現行行われている卸売市場への規制に起因する部分があるのか、それともお金がないのか、それともニーズがないのか、どういった原因で、海外に比べるとかなり低い水準にとどまっているとお考えでしょうか。

○井上食料産業局長 まず、資金面での課題があるという点はあるかと思えます。それから、もう一つは、コールドチェーンを整備して、鮮度が高い状態であることをアピールしようとする意識で事業を展開されるとすれば、こういう取り組みが進められるわけで、同じように、今、御指摘のあったページの一つ上のところ、これは民間の外食チェーンの例でありますけれども、最初から最後まで4度という温度でやると。これがアピールのポイントになっているという意味で、ある意味、競争をしている民間の事業者の中では、こういう取り組みを積極的に採用していくような動きがあると思えます。ここの部分は、消費者のニーズには応えているところだと思いますから、卸売市場であろうがなかろうが、こういう取り組みを促進していくために、国として支援は行っていく方向で見直しをしていくべきではないかと思っています。

○飯田座長 あくまでざっくりとした意見なのですけれども、県によって、コールドチェーンとか、衛生管理への取り組みの前のめりさが随分差があるようです。例えば、コールドチェーンの完備や衛生管理、トレーサビリティについて強くアピールする地域がある一方で、あまり関心が高くない地方もある。自分たちの衛生管理面へのアピールへの前のめりさが、地域であったり、または個別の市場によってかなり違う状況ですので、何らかの形で、例えば、福岡市の中央卸売市場のような管理をしているのであれば、その後の消費者の小売段階で宣伝になるといいますか、付加価値になるような方法をどこかの流通段階で考えていく業者が出るとよいと感じます。これは単なる感想です。

○飯田座長 では、齋藤専門委員。

○齋藤専門委員 私は実は市場というものは一切通したことがなく、養豚と米なのでそういうことになりますけれども、養豚の場合は10%という市場流通のものが価格の指標となり、生産しているという、非常に便利で、現場の農家はその価格に満足しながら、過剰であれば暴落、少なければ暴騰という中でふやしたり減らしたり、経営努力していますけれども、野菜は今ではもう市場外流通が主になり、市場がどんどん衰退し、特に地方卸売市場などは破綻まで相次いでいます。今、コールドチェーンがどうのこうのという話もありましたけれども、全農のあるセンターなどは、市場ではないですけれども、民間で各業態のアウトパックまで委託を受けてやるような、本当に時代にマッチしたことが行われて、お客様に対しても、例えば、山形で、7月、8月はキャベツができるけれども、ほかは知らないよみたいな感じで、農業者の現場としては、お客様に対して年間供給するという責任も全くとれない商材を扱っていますので、やはり中で、市場なり、全農とか、一般生鮮を扱う会社のほうが年間流通できるような形態をもともと後押ししてもらいながらやるのがいいのだろうということで、多分、今後、市場がさらなる衰退をしていくと思うのですけれども、価格の指標という点ではすごいフェアな立場で出てくるので、ぜひ存続していただきたいと思うのです。

ただ、今、大田議長からもお話ありましたとおり、中央卸売市場は市民の安定供給、価格の安価なものをきっちりお届けするということでの法律だったと思うのですけれども、今やスーパーとか、いろいろな業態がお客様に対して品物をきっちりお届けするというのを業として一生懸命やっているのです、中央卸売市場って本当に必要なのですかねと疑問に思いました。さらなる市場外流通こそ、農家がそれなりの所得を得ながらやる流通になると思います。これだけ複雑な流通を持って、商物の一致ということで、先ほど井上局長から説明あったとおり、東京にわざわざ持って行って、また仙台市場に行くような、それも物流はショートカットで、最初からオーダーがあった仙台市場からは、直接東京に物を運ばずに、横移動でできるようなショートカットをすれば、さらなる流通のコストカットもできると思いますし、多分、1日新鮮なものが地方の市場にも届けられることになるので、その辺の改善はできるのでしょうか。

○飯田座長 よろしく申し上げます。

○井上食料産業局長 まず、卸売市場の価格形成機能、あるいは価格指標としての機能につ

きましては、現在、卸売市場法のもとで、取り扱い数量と価格については公表の義務がかかっていますし、実際に生産農家の方との市場外の取引の中でも、この価格が参照されながら価格を決められるようなケースもございます。先ほどの規制の見直しをやるとしまして、いずれにしても、この卸売市場についてのさまざまな公表については、より充実する方向で考えることが重要ではないかと思っていますので、その中で価格指標を示しているという市場の機能の部分は、今いただいた御意見も踏まえまして、念頭に置きながら検討させていただきたいと思います。

それから、市場外で行われているものの中でも、例えば、パックとございましたけれども、加工して提供していくような取り組み、資料の中でも20ページの左下に全農の青果センターの例ということで、加工をある程度して提供していくという取り組みがありまして、こういうものについては、卸売市場の中であろうがなかろうが、こういう取り組みは消費者のニーズにも応えていると思いますし、農業生産者にとっても所得向上につながり得る仕組みだと思しますので、こういうものに対する支援は充実する方向で考えてございます。

それから、最後にございました点について、事実としてだけ申し上げさせていただくと、小売という意味で、スーパーから消費者に売られるというのが、一番多くの部分を占めているわけでございますけれども、スーパーにおいても、自分で全部生産者から集めてきて、自分で物流センターを持って提供するというのではなく、条件を比較しながら、卸売市場を使うのが有効だと思う場合には、卸売市場から持ってくる品目も一定程度あり、また、卸売市場の物流センターとしての機能も、自前で全部持つよりも効率的だと思えば、選択の結果として使われているということはあると思いますので、その場合の選択肢の一つである卸売市場がどう効率化していくかということは重要だと思います。国として、卸売市場が要らないとかいう立場ではなく、規制の見直しというところ、制度設計のところでは抜本的に対応してまいりたいと考えております。

○飯田座長 では、金丸議長代理・副会長。

○金丸議長代理・副会長 ありがとうございます。

28ページの表といえますか、御説明資料の中身なのですけれども、中央卸売市場と地方卸売市場が左右に書いてあって、先ほどの局長のお話によると、生産者から、中央卸売市場の中の重要な機能の受託拒否の禁止について、変えてほしいという要望はなかったというお話がありましたので、生産者にとって受託拒否の禁止があれば、そこに持っていく場があるということなので、それはそれでメリットがあるのだと思います。今度、市場開設者にとっては、受託拒否の禁止があるので、生産者が持っていくやすくなるので、取扱高がふえるという、メリットがあるように思えるのです。そうすると、全国の中央卸売市場の中で、そういうポジションがあるにもかかわらず、中央卸売市場をみずからおやめになられて地方卸売市場にかわる地域が出てきているのはどういうことなのかという点が1点。

それから、かなり大きなマーケットだと思っておりますけれども、例えば、千葉県は中央卸売市場がなくなったと聞いております。そうすると、中央卸売市場がなくなって、地方卸売市場

だけになった県は、生産者の方は、それによってすごくお困りになっていることがあるのか。それから、消費者にとっても、中央卸売市場がないことで、例えば、千葉県の人困っているということがあるのかないのかという点について御説明をお願いいたします。

○井上食料産業局長 まず、中央から地方に転換をされているケースでありますけれども、これは幾つかタイプがありますが、取り扱い数量が減っていく中で、国の規制がかなり厳しく課されている一方で、中央卸売市場という、ある意味、名前の箔づけを持っている市場という立場を放棄して、地方でいい、そのかわり規制は緩いというケースもありますし、例が多いわけではありませんが、地方卸売市場になることによって、規模はある程度大きいものの、民営でやれるという選択をされるケースなどがございます。

それから、受託拒否の禁止について、私どもが受託拒否の禁止がない地方卸売市場のあるエリアにおいて何か問題が発生したと聞いているものはございません。他方、地方卸売市場の中には、独自に受託拒否の禁止をルールとして導入しているものは多いという状況はございます。

○飯田座長 では、吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 すごく消費者の意見なのですけれども、いいでしょうか。マルシェがもっとふえればいいなと思ったのです。すごく助かっていて、赤坂近辺などではやったりしているのですけれども、夏休みなどは、お子さんを連れて農家の方がいらしたりするのです。おいしいものを物すごく安く売ってくださって、その場で切って、子供たちを連れて行くと、えっ、こんなにニンジンで甘いなんて、都会の子たちが言うのです。そういう触れ合いはすごく大事だなと思っていて、農家の方々ともお話ししたときに、意外と消費者の方とこういう会話をすることがないので元気が出ますねとか、そんなふうにお料理するんですかとおっしゃったりですか、皆さん戻っていらっしゃるということは、直接売ることがいいプロフィットになっているらしいのです。いろいろな文化を植えつけないかという意味でも、日本の農家を応援しようという気持ちを市場に巻き起こすためにも、市場の声の反映という意味でも、ああいう触れ合いはすごく大事だなと思っています。もっとふえればいいと思うのですが、その場所がそんなにふえていかないのは、何か規制があつたりするのでしょうか。

○井上食料産業局長 各地で行うときに、規制という意味では、道路の使用であるとか、公園の使用についての制限をもう少し見直してもらえないかという声を一部では聞きますけれども、マルシェは増えてはいると思います。今日の部分と少しずれるところもありますけれども、生産者と消費者の触れ合い、もっと言うと消費者が、日本の生産者がどういう努力、工夫をしているかを実際に知っていただく機会は非常に重要でありまして、少し宣伝になりますけれども、1年に1回やっていますが、今年も11月4日、5日、丸の内の通りを2キロメートルぐらい、マルシェを開きます。

かなり多くの方が来られていますし、生産者、農業女子なども含めて、そこにお店を出したりして、そういう活動も、国としても促進していますし、各地域においても増えてはきていると思います。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、そろそろお時間となりましたので、本日の会議はここで終了とさせていただきますと思います。

最後に、越智副大臣から御挨拶をいただきたいと思います。

○越智副大臣 皆様、本日は活発な御議論いただきましてありがとうございます。今日の議論の私の受けとめを簡潔に話をさせていただきます。

まず、農林水産省の資料は、三村会長もおっしゃっていましたが、本当に前向きな資料だったと思います。それに加えて、吉田委員から先ほど話があった外資系のプラットフォームの話ですが、早速スマホで見ましたけれども、安いものをいっぱい売っていて驚きました。

○吉田委員 結構いいものが出ているのです。お刺身一個から持ってきてくれます。

○越智副大臣 すごいですね。私も生活を変えたいと思いますが、世の中が変わってきたということを本当に数字でも実感として感じているところでございます。

そういう中で、今日、私は、卸売市場が果たすべき機能は本質的に何なのかという観点で議論を聞かせていただきましたが、先ほど三村会長から、競争力を失っているにもかかわらず、市場利用がこれだけあるのは何なのだという話がございました。お答えとして、受託拒否禁止、ラストリゾート論と、あと代金決済があるのだという話がございましたが、その背景には系統体制があって、これがいいのかということでJA改革が行われているのだと思います。この体制の中では一定の取引量は維持されて、市場参加者の自助努力が不足するという背景にもなっているのだと思います。この問題を市場機能、卸売市場改革の中でどう考えるのかというのが一つのテーマだなと思いました。

あと、価格形成、情報提供機能が市場にはある。競りだけではなくて、相対取引の価格、数量も公開されるということですから、これについて、これからどれだけ改善ができるのか、世の中に有意な情報を出せるのかということのも一つのテーマになるのかなと。

あと、もう一つは、当たり前のことですが、市場ですから、そこに行けば取引が成立するという機能があるわけでありますが、そこでは商物一致をどう考えるのか。さまざまなテーマがあると思います。

一方で、これから果たすべき役割としてどう考えるかという意味では、トレーサビリティ、コールドチェーンがまだ少ないのではないかと、HACCPはど考えるか、この辺をどう考えるかということがあったなと思いました。

最後になりますけれども、三森さんの話を聞きながら、卸売市場改革と、生産者の気持ちとか、これからの取り組みというところもよく目配りしながら、要は、議論することは議論して、説明とか、発信とか、留意していかなければいけないなと考えたところでございます。

いずれにしても、本会合におきましては、引き続き農業バリューチェーン全体で生産性を向上させていくためにどうするべきか、検討を進めてまいりますので、今後も委員の皆様方の御協力をお願いして挨拶とします。どうもありがとうございました。

○飯田座長 ありがとうございます。

事務局から何かありますでしょうか。

○佐脇規制改革推進室参事官 次回の開催日程は調整の上、また御連絡いたします。

以上です。

○飯田座長 それでは、これで会議を終了いたします。お疲れさまでした。